

別 紙

改正後	現行
<p data-bbox="226 357 1055 384">医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="208 464 309 491">(通 則)</p> <p data-bbox="170 528 282 555">1. (略)</p> <p data-bbox="215 644 367 671">(交付の目的)</p> <p data-bbox="170 708 1120 1458">2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保を図ること、化学物質等による急性中毒の治療方法等に関する情報基盤の整備に要する経費を補助することにより急性中毒対策の充実を図ること、医療施設の耐震診断を実施すること等により災害医療対策の推進を図ること、産科医療機関の運営に要する経費について補助することにより身近な地域で安心して出産できる環境整備を図ること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、医療事故などの医療安全に関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、医療事故調査結果の収集・分析、再発防止のための普及啓発等を行う</p>	<p data-bbox="1202 357 2031 384">医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1187 464 1288 491">(通 則)</p> <p data-bbox="1149 528 1261 555">1. (略)</p> <p data-bbox="1160 644 1312 671">(交付の目的)</p> <p data-bbox="1149 708 2098 1458">2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保を図ること、化学物質等による急性中毒の治療方法等に関する情報基盤の整備に要する経費を補助することにより急性中毒対策の充実を図ること、医療施設の耐震診断を実施すること等により災害医療対策の推進を図ること、産科医療機関の運営に要する経費について補助することにより身近な地域で安心して出産できる環境整備を図ること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、医療事故などの医療安全に関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、医療事故調査結果の収集・分析、再発防止のための普及啓発等を行う</p>

別 紙

改正後	現行
<p>医療事故調査・支援センターの運営等に必要な経費を補助することにより医療の安全の確保を図ること、産科医療補償制度の運営に必要な経費を補助することにより安心して産科医療を受けられる環境を整備すること、医療の質向上のための具体的な取組の共有・普及、医療の質向上活動を担う中核人材の養成、臨床指標の標準化、臨床指標の評価・分析支援等を通じて、医療の質向上のための体制を整備すること、死因究明の取組に必要な経費について補助することにより死因究明の体制作りを推進すること、外国人患者受入れ医療機関認証制度等推進のための経費を補助することにより、外国人患者の受入れ体制の整備に資する情報の発信を行うこと、生涯を通じて国民が健康で質の高い生活を営むために、8020運動及び口腔保健の推進に係る経費を補助することにより、各地域における歯科保健医療対策に関する取り組みの推進を図ること、患者毎の治療内容や治療効果等を登録するデータベースを構築するための経費を補助することにより医療の質の向上を図ること、新専門医制度の仕組みが円滑に構築されるよう、指導医派遣等を行う医療機関に対する支援、新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会の開催の支援及び専門医に関する情報データベース作成等に必要な経費を補助することにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ること、医療機関における医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置のための経費を補助することにより、在留外国人や訪日外国人が安心して日本の医療が受けられる体制の推進を図ること、国連機関等が途上国向けの医薬</p>	<p>医療事故調査・支援センターの運営等に必要な経費を補助することにより医療の安全の確保を図ること、産科医療補償制度の運営に必要な経費を補助することにより安心して産科医療を受けられる環境を整備すること、医療の質向上のための具体的な取組の共有・普及、医療の質向上活動を担う中核人材の養成、臨床指標の標準化、臨床指標の評価・分析支援等を通じて、医療の質向上のための体制を整備すること、死因究明の取組に必要な経費について補助することにより死因究明の体制作りを推進すること、外国人患者受入れ医療機関認証制度等推進のための経費を補助することにより、外国人患者の受入れ体制の整備に資する情報の発信を行うこと、生涯を通じて国民が健康で質の高い生活を営むために、8020運動及び口腔保健の推進に係る経費を補助することにより、各地域における歯科保健医療対策に関する取り組みの推進を図ること、患者毎の治療内容や治療効果等を登録するデータベースを構築するための経費を補助することにより医療の質の向上を図ること、新専門医制度の仕組みが円滑に構築されるよう、指導医派遣等を行う医療機関に対する支援、新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会の開催の支援及び専門医に関する情報データベース作成等に必要な経費を補助することにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ること、医療機関における医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置のための経費を補助することにより、在留外国人や訪日外国人が安心して日本の医療が受けられる体制の推進を図ること、国連機関等が途上国向けの医薬</p>

別 紙

改正後	現行
<p>品・医療機器を調達する際に必要とする、WHOによる認証（Prequalification）の取得や途上国向けWHO推奨医療機器要覧（Compendium）への掲載を我が国の企業が行うことにより、高品質な日本の医薬品、医療機器の国際展開を推進し、日本の医療分野の成長を促進しつつ、相手国の医療水準の向上に貢献することで、国際社会における日本の信頼を高めることによって、日本及び途上国等の双方にとって、好循環をもたらすこと、電話医療通訳の団体契約を通して医療機関における電話医療通訳の利用を促進するための経費を補助することにより、外国人患者の受入れ環境を充実させていくこと、都道府県における地域特性に応じた外国人患者受入れ体制のモデルを構築するための経費を補助することにより、今後の外国人患者の受入れ体制の裾野拡大を見据えた更なる体制整備を効果的に行うこと、地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営を行うための経費を補助することにより、地域の外国人患者受入れ体制における課題の整理や対応方針を策定すること、医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口の設置・運営を行うための経費を補助することにより、医療機関等の外国人対応への支援を行うこと、医療機関における通訳機能等を備えたタブレット端末等の整備を行うための経費を補助することにより、医療機関における多言語化を進めること、歯科医療機関の歯科専門職による医療・介護関係職種を対象とした研修を実施するための経費を補助することにより、医療機関等での口腔機能管理の実践を推進すること、歯科診療所機能の充実強化など地</p>	<p>品・医療機器を調達する際に必要とする、WHOによる認証（Prequalification）の取得や途上国向けWHO推奨医療機器要覧（Compendium）への掲載を我が国の企業が行うことにより、高品質な日本の医薬品、医療機器の国際展開を推進し、日本の医療分野の成長を促進しつつ、相手国の医療水準の向上に貢献することで、国際社会における日本の信頼を高めることによって、日本及び途上国等の双方にとって、好循環をもたらすこと、電話医療通訳の団体契約を通して医療機関における電話医療通訳の利用を促進するための経費を補助することにより、外国人患者の受入れ環境を充実させていくこと、都道府県における地域特性に応じた外国人患者受入れ体制のモデルを構築するための経費を補助することにより、今後の外国人患者の受入れ体制の裾野拡大を見据えた更なる体制整備を効果的に行うこと、地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営を行うための経費を補助することにより、地域の外国人患者受入れ体制における課題の整理や対応方針を策定すること、医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口の設置・運営を行うための経費を補助することにより、医療機関等の外国人対応への支援を行うこと、医療機関における通訳機能等を備えたタブレット端末等の整備を行うための経費を補助することにより、医療機関における多言語化を進めること、歯科医療機関の歯科専門職による医療・介護関係職種を対象とした研修を実施するための経費を補助することにより、医療機関等での口腔機能管理の実践を推進すること、歯科診療所機能の充実強化など地</p>

別 紙

改正後	現行
<p>域における歯科保健医療提供体制を構築するため、全国の好事例を収集・評価等を行うこと、医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援及び勤務負担軽減等に必要な経費を補助することにより、医師偏在の解消を図ること、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の23第1項第11号に基づき、年1回実施することが特定機能病院に義務づけられている特定機能病院間の相互ピアレビューに係る事務局経費を補助することにより、特定機能病院の医療安全の向上を図ること、都道府県で実施されている#8000事業における相談内容等の情報の収集・分析事業に要する経費について補助することにより、#8000事業における相談員の質の向上等を図ること、勤務環境改善に関して先進的な取組を実施している医療機関の取組を好事例として収集し公表することにより、他の医療機関が自主的に同様の取組を行うことを支援し、勤務環境改善の取組を促進すること、臨床研究中核病院が備える臨床研究支援基盤を日本全体の臨床研究基盤へと押し上げ、その基盤が活用されることにより日本発の有望な革新的医療シーズ等をいち早く実用化に繋げ国民へ還元できる体制を強化すること、<u>新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるための病床を確保すること、新型コロナウイルス感染症による小学校の臨時休校に伴い、病院内保育所等で臨時・追加的に実施する学童保育に要する経費の財政支援を行うことにより、医療提供体制の維持及び子どもの居場所確保を図ること</u>を目的とする。</p>	<p>域における歯科保健医療提供体制を構築するため、全国の好事例を収集・評価等を行うこと、医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援及び勤務負担軽減等に必要な経費を補助することにより、医師偏在の解消を図ること、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の23第1項第11号に基づき、年1回実施することが特定機能病院に義務づけられている特定機能病院間の相互ピアレビューに係る事務局経費を補助することにより、特定機能病院の医療安全の向上を図ること、都道府県で実施されている#8000事業における相談内容等の情報の収集・分析事業に要する経費について補助することにより、#8000事業における相談員の質の向上等を図ること、勤務環境改善に関して先進的な取組を実施している医療機関の取組を好事例として収集し公表することにより、他の医療機関が自主的に同様の取組を行うことを支援し、勤務環境改善の取組を促進すること、臨床研究中核病院が備える臨床研究支援基盤を日本全体の臨床研究基盤へと押し上げ、その基盤が活用されることにより日本発の有望な革新的医療シーズ等をいち早く実用化に繋げ国民へ還元できる体制を強化することを目的とする。</p>

別 紙

改正後	現行
<p>(交付の対象)</p> <p>3. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～⑳ (略)</p> <p><u>㉗ 新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保事業</u></p> <p><u>令和2年3月3月10日医政発0310第6号厚生労働省医政局長通知「新型コロナウイルス感染症患者等の受入れ体制確保事業の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症患者等の受入れ体制確保事業実施要綱」に基づき、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターが行う新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保事業</u></p> <p><u>㉘ 小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業</u></p> <p><u>令和2年3月10日医政発0310第19号厚生労働省医政局長通知「小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業の実施について」の別紙「小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業の実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業</u></p>	<p>(交付の対象)</p> <p>3. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～㉖ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

別 紙

改正後	現行				
<p>(2) (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4. この補助金の交付額は、次の(1)から(29)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p><u>(27) 新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</u></p> <p><u>ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="190 1193 1093 1436"> <thead> <tr> <th data-bbox="190 1193 640 1257">1. 基準額</th> <th data-bbox="640 1193 1093 1257">2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="190 1257 640 1436">厚生労働大臣が必要と認める額</td> <td data-bbox="640 1257 1093 1436">空床確保経費(当該病床における1人1日当たり入院診療収益×延べ空床数(患者を受け入れ、入院させた</td> </tr> </tbody> </table>	1. 基準額	2. 対象経費	厚生労働大臣が必要と認める額	空床確保経費(当該病床における1人1日当たり入院診療収益×延べ空床数(患者を受け入れ、入院させた	<p>(2) (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4. この補助金の交付額は、次の(1)から(27)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
1. 基準額	2. 対象経費				
厚生労働大臣が必要と認める額	空床確保経費(当該病床における1人1日当たり入院診療収益×延べ空床数(患者を受け入れ、入院させた				

別 紙

改正後		現行
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">期間を除く。))</div>		
<p><u>(28) 小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</u></p> <p><u>ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</u></p>		<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>1. 基準額</u></p>	<p><u>2. 対象経費</u></p>	
<p><u>1か所当たり次の(1)から(4)により算出された額の合計額</u></p>	<p><u>小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業に必要な次に掲げる経費</u></p>	
<p><u>(1) 臨時休校に伴い、午前中から学童の受け入れを行う場合</u></p> <p style="text-align: right;"><u>10,200円×延日数</u></p>	<p><u>職員基本給</u></p> <p><u>職員諸手当</u></p> <p><u>非常勤職員手当</u></p>	
<p><u>(2) 臨時休校に伴い、新たに終日学童保育の受け入れを行う場合</u></p> <p style="text-align: right;"><u>36,000円×延日数</u></p>	<p><u>社会保険料</u></p> <p><u>保険料(社会保険料を除く。)</u></p> <p><u>雑役務費</u></p>	

別 紙

改正後		現行													
<p><u>(3) 共済掛金等</u> 200円×<u>臨時・追加的に受け入れた児</u> <u>童数</u></p> <p><u>(4) 臨時・追加的に児童受け入れ</u> <u>を行うことによる事務手数料</u> <u>10,000円</u></p>	<p><u>委託費（上記に掲げる経費に該当</u> <u>するもの。）</u></p>														
(29) (略)		(27) (略)													
(交付の条件)		(交付の条件)													
6. (略)		6. (略)													
(1) (略)		(1) (略)													
(別 表)		(別 表)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療提供体制確保対策費</td> <td>①・②・⑤～⑦・⑨～⑱・⑳～㉕ (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>㉖ 新型コロナウイルス感染症患者等の病床確</u> <u>保事業</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業名	医療提供体制確保対策費	①・②・⑤～⑦・⑨～⑱・⑳～㉕ (略)		<u>㉖ 新型コロナウイルス感染症患者等の病床確</u> <u>保事業</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療提供体制確保対策費</td> <td>①・②・⑤～⑦・⑨～⑱・⑳～㉕ (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業名	医療提供体制確保対策費	①・②・⑤～⑦・⑨～⑱・⑳～㉕ (略)		<u>(新設)</u>	
区分	事業名														
医療提供体制確保対策費	①・②・⑤～⑦・⑨～⑱・⑳～㉕ (略)														
	<u>㉖ 新型コロナウイルス感染症患者等の病床確</u> <u>保事業</u>														
区分	事業名														
医療提供体制確保対策費	①・②・⑤～⑦・⑨～⑱・⑳～㉕ (略)														
	<u>(新設)</u>														

別 紙

改正後		現行	
	<u>㉔ 小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の 対応に係る財政支援事業</u>		<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(2) ~ (18) (略)		(2) ~ (18) (略)	
(申請手続)		(申請手続)	
7. (略)		7. (略)	
(1) ~ (6) (略)		(1) ~ (6) (略)	
<u>(7) 独立行政法人国立病院機構が行う3の(1)の㉔の事業</u>		<u>(新設)</u>	
<u>独立行政法人国立病院機構理事長は、第3号様式による申請書に<u>関係書類</u> <u>を添えて、令和2年3月17日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></u>			
<u>(8) 3の(1)の㉔(独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く)、㉔の事 業</u>		<u>(新設)</u>	
<u>ア. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づ き、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</u>			
<u>(ア) 補助事業者は、第2号様式による申請書に<u>関係書類</u>を添えて、都道 府県知事が定める日までに都道府県に提出するものである。</u>			
<u>(イ) 都道府県知事は、(ア)の申請書を受理したときは、これを審査し、 とりまとめのうえ、厚生労働大臣が定める日までに厚生労働大臣に提</u>			

別 紙

改正後	現行
<p><u>出するものとする。</u></p> <p><u>イ. 都道府県が行う事業の場合</u></p> <p><u>都道府県知事は、第4号様式による申請書に<u>関係書類を添えて、厚生労働大臣が定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>11. (略)</p> <p>(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のエ、③のア、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫、⑭、⑮、⑰、⑱、⑳、㉑、<u>㉒、㉓(独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く)及び㉔</u>の事業</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 独立行政法人国立病院機構が行う3の(1)の㉔の事業</u></p> <p><u>独立行政法人国立病院機構理事長は、当該年度の事業が完了したとき、第6号様式による報告書に<u>関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。</u></u></p> <p>(8) (略)</p>	<p>(7) (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>11. (略)</p> <p>(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のエ、③のア、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫、⑭、⑮、⑰、⑱、⑳、㉑<u>及び㉒</u>の事業</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7) (略)</p>